

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の

減免対象判定フローチャート

「世帯の主たる生計維持者」が下記に該当する場合、保険料が減免される可能性があります。

※「世帯の主たる生計維持者」とは、世帯の生計を主として維持する方をいい、後期高齢者医療保険では基本的には世帯主となります。世帯主以外の後期高齢者医療制度の被保険者の所得により生計が維持されている場合で、下記要件にあてはまる場合は、ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、
収入が減ったため、保険料の支払いが困難である。

はい

世帯の主たる生計維持者が、**新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った**

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者 の収入が
新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者 の
事業、給与、不動産、山林のいずれかの収入が減少する見込み（以下「減少見込の
事業収入等」という）であり、下記①②の両条件にあてはまる

- ① 前年の減少見込の事業収入等の額×70% ≥ 今年の減少見込の事業収入等の見込額
- ② 前年の減少見込の事業収入等にかかる所得金額 > 0円

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者 の
前年の合計所得金額が、1,000 万円以下である

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者 の減少見込の事業収入等にかかる所得**以外**の
前年の所得合計額が、400 万円以下である

はい

いいえ

減
免
要
件
に
該
当
し
ま
せ
ん

後期高齢者医療保険料が減免の対象となる可能性があります